

平成27年度の村・県民税(個人住民税) 税額決定通知書を郵送します

税金は期限内に納めましょう!

村では、平成27年度の「村民税・県民税税額決定通知書兼納税通知書」を郵送します。毎年通知書を受け取っている方で、6月19日(金)までに通知書が届かない場合は、お問い合わせください。

【問い合わせ】税務課(☎282-1711) ▽課税に関すること…住民税担当(内線1117～1119) ▽口座振替に関すること…収納管理室(内線1115・1116)



●「村民税・県民税(個人住民税)」って?

「村民税・県民税(個人住民税)」は、前年中に所得があった方に対して課税される税金で、その年の1月1日に住民登録をしていた市町村で課税されます。村民税・県民税の年税額は、一律に課される「均等割」と、前年中の所得や控除に応じて計算される「所得割」の、合計額となります(右表参照)。村民税・県民税は、前年の1月から12月まで(1年間)の所得を基準として課税額を算定するため、今年の所得がない場合でも、前年中に所得があれば課税されます。

	均等割	所得割
村民税	3,500円 (内復興財源500円)	10% (村民税分6%、 県民税分4%)
県民税	2,500円 (内復興財源500円、 森林湖沼環境税1,000円)	

●平成27年度から、前納報奨金制度が廃止となりました

この制度は、税収の早期確保や納税者の納税意識の向上を目的として実施されてきましたが、口座振替やコンビニ納付等の納税環境の整備により自主納付が浸透していることや、資力のある納税者だけが恩恵を受けられるなど公平性に欠けることから、平成27年度から廃止となりました。

これに伴い…

▽全納用納付書は同封していません。全期分を一度に納付する場合は、4期分の納付書をまとめてご使用ください。

▽口座振替で「全期前納」を指定している方で、年4回の「期別振替」への変更を希望する場合は申請が必要です。平成27年度分の変更を希望する場合は、6月19日(金)までに税務課窓口で手続きをお願いします。平成28年度分からの変更を希望する場合は、申請用紙を郵送しますので、お問い合わせください。

●納税は、“安心・便利・確実”な口座振替をお勧めします!

口座振替を利用するには①通帳またはキャッシュカード②金融機関の届け出印——をお持ちの上、村内の金融機関窓口へ備え付けてある申込書で手続きをしてください。※役場では手続きできません。

【よくある質問】

Q 前年度までと比べて、今年度の住民税の税額が大きく変わっているのですが、なぜですか?

A 1 収入が公的年金のみ(400万円以下)の方で、住民税の申告をしていない方ではありませんか?

平成24年度から、収入が公的年金のみ(400万円以下)で、それ以外の所得が20万円以下の方は、所得税の申告が不要になりました。しかし、公的年金等から控除されていない各種控除(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除等)がある場合、所得税の申告(還付を受ける場合)または住民税の申告を行わなければ上記の各種控除が税額の決定に反映されないため、住民税の額が高くなっている可能性があります。住民税の申告については、税務課へご相談ください。

A 2 前年までと比べて、収入額が変更になっていませんか?

所得や控除に応じて計算される「所得割」は税率10%です。この税率は、全国一律(一部の自治体を除く)となります。収入額の変更に伴い、税額が増減している可能性があります。





給与所得者の方へ

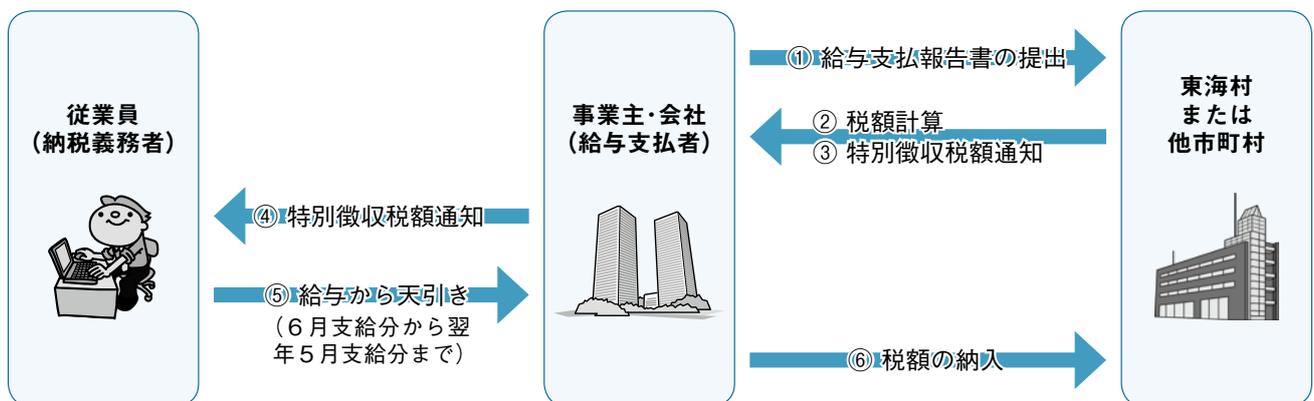
あなたの住民税は、毎月給与から天引きされていますか？

平成27年度から給与所得に係る個人住民税(村・県民税)は、原則全て特別徴収(給与天引き)により納付することとなりました。「平成27年度 村民税・県民税 税額決定通知書兼納税通知書」が届いた方で、給与収入のみの方は、会社を通して特別徴収へ変更する手続きをお願いします。

●「個人住民税の特別徴収」って？

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員(納税義務者)の代わりに納入する制度です。

●特別徴収の事務の流れ



皆さんの疑問にお答えします。
よろしく申し上げますじゃ。



【よくある質問】

Q1 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今になって特別徴収になるのですか？

A1 今までも、給与所得については、原則として個人住民税の特別徴収をしなければならないこととされてきましたが、徹底されていない実態があったのも事実です。このため、茨城県や東海村では、納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、平成27年度から、特別徴収実施を徹底する取り組みを行うこととしました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

Q2 特別徴収をすることで、どのようなメリットがあるのですか？

A2 従業員の方が、住民税を納めるために金融機関や役場等の窓口へ出向く必要がなくなります。また、普通徴収(従業員の方が金融機関や役場等の納付場所で納める方法)は年4回払いですが、特別徴収では12か月に分割して毎月の給与から天引きされるため、1回当たりの納付額が少なくて済みます。

Q3 パートやアルバイトであっても、特別徴収になるのですか？

A3 原則として、パートやアルバイトを含む全ての従業員が特別徴収となります。

Q4 特別徴収を始めるには、どのような手続きをすればよいのですか？

A4 事業主の方や会社の給与支払担当者へご相談ください。

Q5 特別徴収にすると、収入や控除等の個人情報が事業主や会社に伝わるのですか？

A5 村から事業主や会社に通知されるのは、住所・氏名・個人住民税の特別徴収される税額のみであり、その他の個人情報について伝わることはありません。

